

# 集落協定 かわら版 (第19号)

(平成18年11月22日 山口県農業経営課)



## 美祢市植柳集落協定

面積 田/急傾斜 25.6 ha  
          緩傾斜 6.7 ha  
      畑/急傾斜 1.3 ha  
参加者 30人  
交付金 606万円

NHK（日本放送協会）山口放送局長で山口県中山間地域等直接支払制度検討会委員でもある春原秀一郎さんが、美祢市植柳集落協定を取材しました。

## 法人設立により 定住条件を整備

・・・美祢市植柳(しょくりゅう)  
集落協定・・・

今回は、美祢市植柳集落協定の代表者田中豊策（たなかほうさく）さん（68歳）をたずねました。

集落協定をはじめたころの様子はどうでしたか。

昭和59年に、ほ場整備に着手し、これまで地域の行事などを一緒に行っていた関係3集落で、全戸参加の植柳地区営農組合（以下、営農組合）を立ち上げ大

豆の団地転作に取り組みました。

当初は順調に行きましたが、自然災害などで大豆転作が行きづまり、営農組合の活動は休止状態となり、集落の高齢化も進む中で、どうやって集落の営農を守っていくかが大きな課題となっていました。そのような中、平成12年度に本制度への取組の話がありました。



（集落をバックに協定代表者の田中さん（左）、委員の春原さん（右））

3つの集落での協定ですね。

地形的な条件もあって、植松一区、植松二区、柳井川の3集落での植柳集落協

定としています。

今では、法人化されていますが、集落協定を始めたのが法人立ち上げのきっかけとか。

農事組合法人植柳ファームの設立は、平成12年からの直接支払制度への取組がきっかけとなりました。

当時は営農組合の活動も停止していたので、協定の活動を行っていくためには、農地の保全や農道、水路、畦畔の管理、交付金の使い方など様々な話し合いを行っていく必要がありました。

どのように活動されたのですか。

集落協定でこのようなことを話し合っ  
て解決していくうちに、営農の継続や農業以外にも生活の場として地域の維持を  
どうするかなど、幅広い課題解決が必要  
との気運が醸成されました。そのため、  
共同取組と交付金の受け皿として、協定  
2年目の平成13年6月に「植柳地域振  
興協議会」を立ち上げました。

振興協議会の活動は。

集落の活動は、まず話し合う場が大事  
ですので、集落の活動拠点である植柳集  
落センターの補修や備品を整えることに  
充てました。それから、集落の存在感を  
示して、住んでいることに誇りを持って  
もらうため、県道の3ヶ所に集落への道  
路標識を設置しました。

ほ場整備後の水田の排水やイノシシ防護  
柵の補助事業にも取り組んできました。

法人化された理由は。

営農組合の運営が中々うまく行かなか  
ったこともあります。やはり経営権を  
持たない組織だと農地集積など活動に限  
界があります。

5年～10年先を見据えた対応をしな  
いと、農地が荒廃し、集落に人が住めな  
い状態になってしまいます。

そうなると、残った者にしわ寄せがい  
くことになります。なんとか、集落全体  
をよい方向にしたいと考えたのです。



(集落への道しるべ：植柳地区は、植松  
一区、二区、柳井川との集落です。)

法人化により集落の定住条件を維持す  
るということですね。法人設立で工夫さ  
れたことは。

県の農業試験場の集落實態調査の実施  
や先進地事例調査等を通じて経営試算な  
どの法人化案を集落全戸に提示し、集落  
の皆さんに理解をしてもらったことだ  
ね。

当集落は、10年前にほ場整備はした  
のですが、複雑な地形や地盤の問題もあ  
って排水が悪く、法人経営をしていくた  
めにも、早急に改善する必要がありまし  
た。また、イノシシの被害も年々大き  
なっていましたので、基盤整備促進事業  
や被害防止事業を行政に要望し、導入  
することで、営農条件の整備が出来まし  
た。

法人化についてどのくらいの期間、検  
討されたのですか。

法人化に向けて本腰を入れての検討を  
始めてから、足かけ3年の期間が必要で

した。

平成16年5月に集落の2/3の参加を得ることが出来まして、「農事組合法人植柳ファーム」の設立となりました。

第二期の交付金の使途はどうなっていますか。

5割を共同取組活動分として振興協議会での活動費に充てています。また、個人配分のうち20%相当を法人の活動に充てています。

やはり大きいのは、道路・水路の管理費、鳥獣対策の費用ですが、機械の装備のために積み立てもしています。

法人と営農組合の関係は。

集落内のみんなが参加する集落営農を進めることが当法人の理念です。

営農組合は、土地利用調整団体に衣がえしました。

法人は、水稻、大豆の栽培管理を行い、畦畔や水管理などの作業は、原則として水田所有者委託を行っています。現在オペレータは4名で、補助員が14名います。

今後の取組は。

法人化で、各人の体力に見合った仕事を協力し合って出来ることが大きなメリットですが、やはり、後継者の育成が課題です。

集落から出ている者も、定年後は仕事はあるので帰って来いと呼びかけています。女性にもどんどん関わってもらいたいと思っています。

～ 集落ぐるみで元気な地域農業づくりの活動が展開されているようです。

(井上、日高)

～取材を終えて～

春原 秀一郎

「交付金を受けて、まずやったことは、植柳地区への案内標識の設置です。自分たちの住む集落に誇りを持つことが大切だと考えました。」

こう話してくれた田中さんの言葉通り、県道には集落案内の標識が立てられていました。総戸数31戸の植柳地区は、この標識を目印に県道から脇道に入り、ところどころ急な坂を登って、車で10分という典型的な中山間集落でした。

田中さんが、県庁を退職して故郷に戻った8年前、それまであった営農組合は活動を停止し、高齢化のために水田耕作ができない家も出始めていました。「何とかしなければ」という思いが、田中さんに振興協議会のリーダーとなり、直接支払いの制度を利用して集落の維持・整備をはかる決意を固めさせたということです。この制度による交付金で、これまで水田の排水対策やイノシシ防護柵の設置などをすすめ、また営農法人組合を作ったことで、勤めに出ている農家を含め集落全体が共同で農業に取り組む体制ができたこと、淡々と語ってくれた田中さんでしたが、「次の担い手は？」という質問には、それが最大の課題という答えが返ってきました。

「団塊の世代が退職時期を迎え、一人でも二人でも故郷に戻ってくれる人が出てきてくれれば」とのことでした。

集落の維持・整備には、地元の意欲と担い手の存在が大切だと痛感させられました。この直接支払いの制度を生かして、田中さんに続いて熱意あふれるリーダーが誕生することを期待しています。取材を終えて戻る道すがら、自転車を押して坂を登り家に帰る中学生たちの姿が見られました。将来、大きくなった子供たちが、田中さん始め集落の皆さんの奮闘ぶりに思いを馳せ、誇りに思ってくれるようになることを願っています。